

令和 8 年度地域脱炭素化促進支援業務仕様書

1 業務の目的

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という）（区域施策編）は、地域の温室効果ガスの排出の量の削減等を推進するための総合的な計画であり、計画に定めた地域における脱炭素化の取組は、地球温暖化対策の推進はもとより、地域経済の活性化、人口減少、防災などの多様な課題の解決にもつながることが期待される。

また、本県の「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）」（令和 4 年 12 月策定）において、2030 年度までに全市町村が実行計画（区域施策編）を策定することを目標としている。

このため、市町村の主体的かつ計画的な地球温暖化対策の取組の促進を目的とした市町村の実行計画（区域施策編）の策定支援を行う。

2 業務内容

○地球温暖化対策計画策定塾の実施等

- ・ 実行計画（区域施策編）未策定及び未改定の市町村における、同計画の策定等を円滑に進めるため、市町村実行計画（区域施策編）策定支援マニュアル等を活用しながら、集合研修（1 回）及び個別研修（3～4 市町村程度 延べ 10 回）を実施する。

集合研修は、県有施設の会議室にて行う（民間の貸し会議室を使用する提案も可とする）。また、実地研修のほか、必要に応じてオンライン配信や DVD 配布により研修を行う。

個別研修は、実行計画（区域施策編）が未策定及び未改定の市町村を対象に、アドバイザーとして課題の洗い出し、助言・指導等を行い、同計画の策定等を支援する。個別研修実施後は、速やかに記録を作成し、本県に内容の確認を経た上で、受講自治体に共有する。

- ・ 策定塾を通して得られた知見や国の動向等を踏まえ、必要に応じてマニュアルを改訂する。

※ 業務内容の詳細は、受託者決定後に県と事業者で協議の上、決定する。

3 成果品

本業務の成果品として以下を取りまとめて提出すること。

- | | | |
|------------------------------|------|----|
| (1) 最終報告書（A 4判簡易製本、A 3判の折込可） | 印刷物 | 2部 |
| (2) 上記（1）の原稿一式（電子データ） | 電子媒体 | 一式 |
| (3) その他本業務に使用した各種資料の電子データ | 電子媒体 | 一式 |

4 納入場所

愛知県環境局地球温暖化対策課

5 業務の委託期間

契約締結の日から令和9年3月23日（火）まで

6 その他

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、業務計画書を作成し、本県の承認を受けること。
- (2) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、事前に理由を明確にした上、その都度、本県に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、本県の指定する監督員（以下「監督員」という）が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
- (4) 受注者は、事業の進行状況を定期的に本県に報告するとともに、監督員の指示に従うこと。なお、受注者は、その際の監督員との協議打ち合わせ記録を作成し、速やかに提出、確認を受けること。
- (5) 業務の実施に伴う手続き等については、受注者が行うものとする。なお、それに係る費用等、事業の実施に必要な費用はすべて受注者が負担するものとする。
- (6) 本業務にあたっては、受注者は監督員の指示、監督を受け、この仕様書に基づき実施するものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本県と協議して決めるものとする。